

特許権	判決年月日	平成31年2月18日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	平成29年(行ケ)第10200号		

○ 発明の名称を「回転数適応型の動吸振器を備えた力伝達装置および減衰特性を改善するための方法」とする発明における，「回転数適応型の動吸振器（５）が，油影響に関連して，駆動装置の励振の次数 q よりも所定の次数オフセット値 q_F だけ大きい有効次数 q_{eff} に設計されている」との構成は，引用発明及び技術常識に基づき，当業者が容易に想到することができたものであるとして，進歩性を否定した事例。

○ 上記発明について，当業者が発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるとはいえないとして，サポート要件適合性を否定した事例。

（事件類型） 審決（無効不成立）取消 （結論） 審決取消

（関連条文） 特許法29条2項，36条6項1号

（関連する権利番号等） 特許第5473933号，無効2016－800104（本件審決）

判 決 要 旨

1 本件は，発明の名称を「回転数適応型の動吸振器を備えた力伝達装置および減衰特性を改善するための方法」とする発明に係る特許について無効不成立とした審決の取消訴訟であり，争点は，進歩性の有無及びサポート要件適合性である。

2 本判決は，以下のとおり判示して本件発明の進歩性及びサポート要件適合性を否定し，審決を取り消した。

(1) 本件発明の「回転数適応型の動吸振器（５）が，油影響に関連して，駆動装置の励振の次数 q よりも所定の次数オフセット値 q_F だけ大きい有効次数 q_{eff} に設計されていること」は，「油影響」を受ける状況下においては，動吸振器の次数が低下することから，任意の値の次数オフセットにより，動吸振器をオーバーチューニングしたという程度の意味と解される。

技術常識によれば，油中に浸漬され，油という液体の影響を受ける遠心振り子のような動吸振器にあっても，回転する油中であるか否かにかかわらず，その固有振動数（又は次数）に何らかの影響，特に，その固有振動数（又は次数）が低下するような影響が生じるであろうことは，当業者にとって当然に予測し得ることといえる。

そして，回転数適応型の動吸振器において，理論上最も効果的に駆動装置側の振動を減衰できるのは，遠心振り子の固有振動数が駆動装置の励振の振動数と一致する場合なのである。そうすると，油の影響を受ける回転数適応型の動吸振器において，効果的に駆動装置の振動を減衰させるために，油の影響によって固有振動数（又は次数）が低下することから，動吸振器の固有振動数（又は次数）について，任意の値の次数オフセットによりオーバーチューニングするという構成を採用することは，当業者が容易に想到し得たものと

いえる。

(2) 特許請求の範囲には、次数オフセット q_F についての具体的な設定の手法等を特定する記載はなく、任意に設定された次数オフセット q_F だけ高い次数値への次数オフセットをする場合も含まれるというべきである。そして、このような任意に設定した次数オフセット q_F をとった場合については、本件明細書の記載から当業者が本件発明の課題を解決できると認識できるとはいえない。

そうすると、本件発明は、当業者が発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるとはいえないから、サポート要件に適合するとはいえない。